

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第24号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第1条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 584 383 616">付 則</p> <p data-bbox="235 628 405 660">(施行期日)</p> <p data-bbox="208 676 1099 746">1 この規則は、公布の日から施行し、第15条及び第16条の規定は、昭和32年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="226 762 1104 874"><u>（県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に係る端数計算）</u></p> <p data-bbox="208 890 1104 1246">2 <u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（第1条の2第2号又は第3号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第4項（育児休業条例附則第5項の規定により読み替えられた育児休業条例第18条において準用する場合を含む。）又は第6項の規定により読み替えられた県職員給与条例附則第9項第1号及び学校職員給与条例附則第17項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。</u></p> <p data-bbox="235 1262 1025 1294"><u>（県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者）</u></p> <p data-bbox="208 1310 1104 1380">3 <u>県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者は、次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同</u></p>	<p data-bbox="1211 584 1308 616">付 則</p> <p data-bbox="1126 676 2011 746">この規則は、公布の日から施行し、第15条及び第16条の規定は、昭和32年4月1日から適用する。</p>

改正前	改正後											
<p>表の職員の欄に掲げる職員である者とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 300 1077 708"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 300 622 347">給料表</th> <th data-bbox="622 300 1077 347">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 347 622 395">行政職給料表</td> <td data-bbox="622 347 1077 395" rowspan="4">部長級、副部長級又は課長級の職にある職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 395 622 443">研究職給料表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 443 622 491">医療職給料表(二)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 491 622 539">医療職給料表(三)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 539 622 587">公安職給料表</td> <td data-bbox="622 539 1077 587">警視級の職にある職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="226 587 1077 708">備考 この表の職員の欄の「部長級」、「副部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により減ずる額の日割計算)</p> <p>4 給与期間の中途において、<u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)</u>以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第6条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の<u>県職員給与条例附則第9項第1号、第2号及び第5号並びに学校職員給与条例附則第17項第1号及び第4号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</u></p> <p>(県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める手当)</p> <p>5 <u>県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の人事委員会規則で定める手当は、第20条の2第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる手当とする。</u></p>	給料表	職員	行政職給料表	部長級、副部長級又は課長級の職にある職員	研究職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	公安職給料表	警視級の職にある職員	備考 この表の職員の欄の「部長級」、「副部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。		
給料表	職員											
行政職給料表	部長級、副部長級又は課長級の職にある職員											
研究職給料表												
医療職給料表(二)												
医療職給料表(三)												
公安職給料表	警視級の職にある職員											
備考 この表の職員の欄の「部長級」、「副部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。												

(農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和39年佐賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 379 383 411">附 則</p> <p data-bbox="235 427 409 459">(施行期日)</p> <p data-bbox="203 475 1104 544">1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="235 560 1104 628"><u>(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額)</u></p> <p data-bbox="203 644 1104 1123">2 <u>給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、第3条第1項(同条第2項及び第3条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、第3条第1項の規定による額から、その者の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。)に100分の1.4を乗じて得た額(その者の給料月額に100分の98.6を乗じて得た額が、その者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その者の給料月額からその者の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対する農林漁業普及指導手当の月額)に相当する額を減ずる。</u></p> <p data-bbox="235 1139 521 1171"><u>(支給額の経過措置)</u></p> <p data-bbox="203 1187 1104 1372">3 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定による給料の額</u></p>	<p data-bbox="1211 379 1308 411">附 則</p> <p data-bbox="1131 475 2031 544">この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。</p>

改正前	改正後
<p><u>との合計額」とする。</u></p> <p>4 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	

（地域手当に関する規則の一部改正）

第3条 地域手当に関する規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（給与条例附則第9項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>3 <u>給与条例附則第9項第2号から第4号まで及び第11項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p>

（特地勤務手当等支給規則の一部改正）

第4条 特地勤務手当等支給規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p>

改正前	改正後
<p>( 給与条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当等の月額 )</p> <p>2 給与条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額については、人事委員会が別に定める。</p>	

( 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正 )

第 5 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 ( 昭和 63 年佐賀県人事委員会規則第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 一般の派遣職員の給与 )</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般の派遣職員が、佐賀県職員給与条例 ( 昭和 26 年佐賀県条例第 1 号。以下「県職員給与条例」という。 ) 第 4 条第 6 項又は</p>	<p>( 一般の派遣職員の給与 )</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、佐賀県職員給与条例 ( 昭和 26 年佐賀県条例第 1 号。以下「県職員給与条例」という。 ) 第 4 条第 6 項又は佐賀県公立学校職員給与条例 ( 昭和 32 年佐賀県条例第 44 号。以下「学校職員給与条例」という。 ) 第 6 条第 6 項の規定により標準号給数 ( 県職員給与条例第 4 条第 7 項及び学校職員給与条例第 6 条第 7 項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。 ) を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則 ( 昭和 39 年佐賀県人事委員会規則第 19 号 ) 第 12 条の規定により任命権者が定める成績率のうち標準的な成績率が適用される職員であるものとする。</p>

改正前	改正後
<p><u>佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第6項の規定により標準号給数（県職員給与条例第4条第7項及び学校職員給与条例第6条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）第12条の規定により任命権者が定める成績率のうち標準的な成績率が適用される職員であるものとする。</u></p> <p><u>(2) 一般の派遣職員に、県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</u></p> <p>4～8 略</p>	<p>4～8 略</p>

（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給規則の一部改正）

第6条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給規則（平成22年佐賀県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。</p> <p><u>（条例附則第2項の規定により定時制通信教育手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 条例附則第2項に規定する定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該定時制通信教育手当の月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成22年12月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。